

令和元年度 広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会
(西部建設事務所管内【西ブロック】)
議事概要

令和元年6月7日(金)に「太田川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」との合同開催を予定していた当協議会は、当日の気象状況から災害対応が必要であったこと、また今後出水期に入ることから中止することとした。

そこで、協議事項についての審議を文書により委員に諮ることとした。

【決定事項】

- ・取組方針の見直し及び平成30年7月豪雨を踏まえた具体的な対応について了承された。
- ・規約の改正について了承された。

【審議事項及び意見】

1 広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針のフォローアップ

資料2：広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針(案)

平成29年度に策定した取組方針のフォローアップを行うものであり、赤文字箇所が修正または記載を追加した箇所

○中国地方整備局

7ページ最下部の③に、内水対策について矢口川で協議会を開催し、対策を実施していくこととしている旨、追記が必要ではないでしょうか。

<追記案>

資料2：広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針(案)

③近年の浸水被害に対する治水対策の推進

- ・矢口川において総合的な治水対策として、今後の被害軽減のための内水対策協議会を開催。【継続実施】

広島県土木建築局：意見のとおり追加する。

また、資料3の関係する箇所(番号3「具体的な対応案」)にも追記する。

2 第3回減災対策協議会(平成31年2月4日開催)で報告した平成30年7月豪雨災害を踏まえた協議会の取組事項及び対応策についての具体的な対応案

資料3：平成30年7月豪雨を踏まえた大規模氾濫減災協議会の取組事項に係る課題及び対応策

○中国地方整備局

番号8「防災情報の周知」

最右の欄『取組方針(資料2)との関係』について(検討中)であれば、『具体的な対応(案)』の凡例は「○ 今出水期から実施」ではなく「□ R1から実施検討」ではないでしょうか。

広島県土木建築局：意見のとおり修正する。

○中国地方整備局

番号 12

『具体的な対応（案）』の凡例は「▲ H30 までに実施済，継続実施」になっているにも関わらず，最右の欄『取組方針（資料2）との関係』について（検討中）となっていますが，（4）③，④が当てはまるのではないのでしょうか。

広島県土木建築局：意見のとおり修正する。

3 規約の改正について 資料4－1，資料4－2

構成機関の組織再編等に伴い，別表第3の幹事について改正が必要となったもの。下線を引いてある箇所が改正箇所

○ 意見なし